

# 大田区内の保育施設に勤務する保育士の皆様へ

## ～令和6年度大田区保育士応援手当の概要及び制度フロー～

大田区こども家庭部保育サービス課  
保育サービス基盤担当(人材)

# 令和6年度大田区保育士応援手当の概要

## 若年層(応援手当)

### 対象者

交付対象期間のすべての期間(※)において、常勤(本頁下部の点線枠内参照。以下、本頁において同じ。)として勤務している保育士であって、保育施設等(区内・区外問わず)における通算経験年月数が満5年未満の者

※4～9月分であれば、4月から9月までの間に継続して常勤として勤務することで6万円を支給する。

### 支給額

最大年間12万円(4～9月分、10～翌年3月分として、それぞれ6万円支給)

## 中堅・ベテラン層(一時金)

### 対象者

交付申請をする年度の4月1日時点において、常勤として常態的に勤務している保育士であって、交付申請をする年度の前年度(令和6年度申請なら令和5年度)中に、同一の区内補助対象保育施設(※1)における経験年月数(※2)が、満10、15、20、25、30、35、40年のいずれかに達した者

※1 私立認可保育所、区立民営保育所、東京都認証保育所、小規模保育所、定期利用保育室(専用施設)

※2 同一法人内の他の区内補助対象保育施設における経験年月数を含む。なお、原則、自己都合による退職・転職等があった場合、それ以前の勤務月数は経験年月数に含めませんが、自己都合以外であれば例外的に含める場合があります。

(一例)令和6年度に満12年を迎える保育士は令和9年度に満15年を迎えるため、令和10年度に支給対象となります。

### 支給額

10万円/回

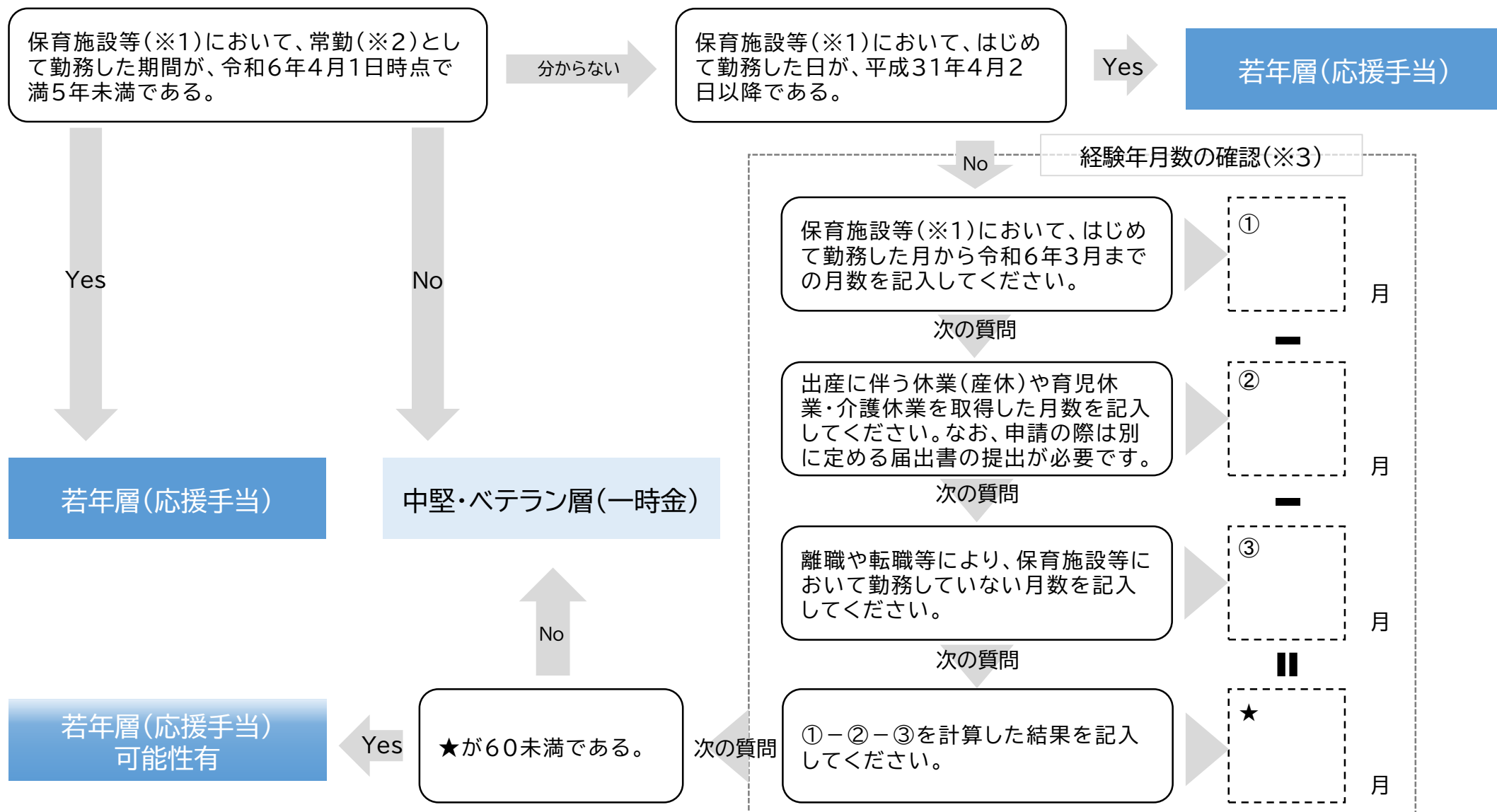
常勤とは、勤務時間が次のいずれかであって、かつ、常態的に勤務していることをいう。

- (1) 当該保育施設の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達していること。
- (2) (1)以外であって、1日6時間以上かつ月20日以上であること。

# フロー図①（令和6年度版）

## ---若年層（応援手当）or中堅・ベテラン層（一時金）---

本頁の※は次頁参照



# フロー図①（令和6年度版）

## ---若年層（応援手当）or中堅・ベテラン層（一時金）---

### 前頁の注釈

#### ※1 保育施設等について

経験年月数として算定する施設は、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日付けこ成保39及び5文科初第591号）第4の1に掲げる施設・事業所です。主な施設・事業所は次のとおりです。記載のない施設・事業所はお問合せください。なお、区内・区外を問いません。

保育所、幼稚園、認定こども園

家庭的保育・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型・事業所内保育を行う事業所

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校

社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所（病児保育事業、子育て援助活動支援事業等）

児童相談所での児童一時保護施設

各区市町村における保育室（横浜保育室等）

#### ※2 常勤について

経験年月数の算定における常勤とは、勤務時間が次のいずれかであって、常態的に勤務していることをいいます。

(1) 当該保育施設の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達していること。

(2) (1)以外であって、1日6時間以上かつ月20日以上であること。

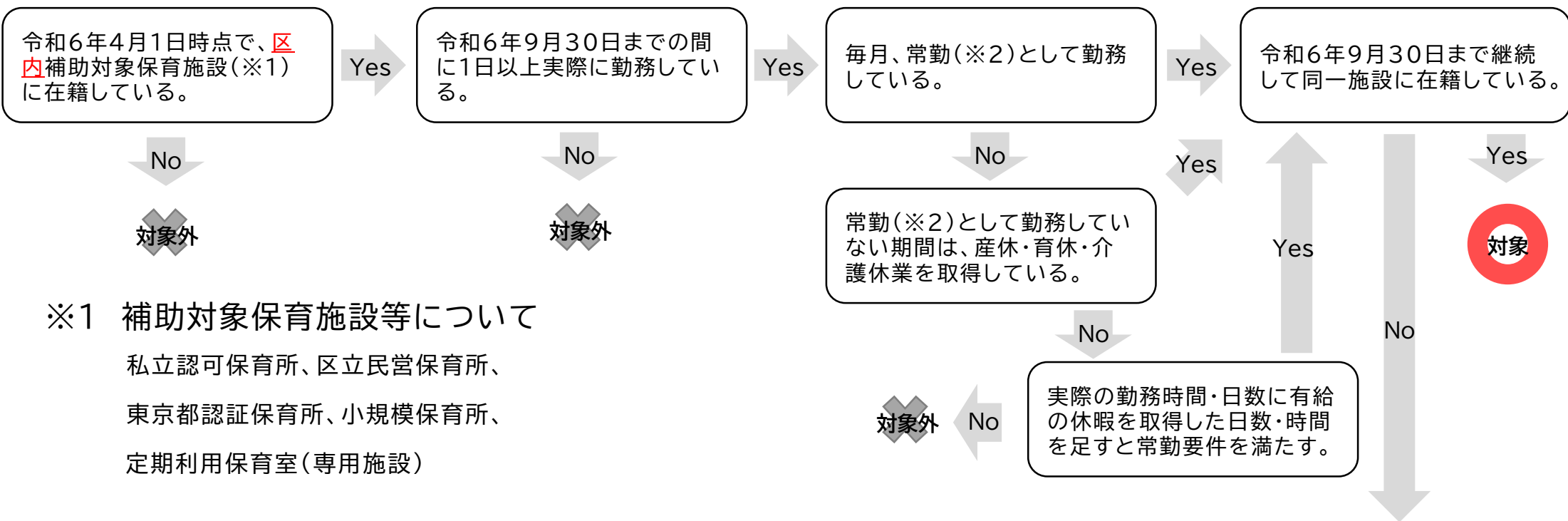
#### ※3 経験年月数の確認方法について

区は、保育施設が提出する当該年度加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）により、経験年月数の確認を行います。前頁のフロー図は、簡易的に経験年月数を算出するためのものであり、前述の申請による経験年月数とは異なる場合があります。

なお、補助対象保育施設のうち、区立民営保育所・東京都認証保育所・定期利用保育室（専用施設）に勤務する保育士に係る経験年月数の確認方法は、別途ご案内します。

# フロー図② (令和6年度版) ---若年層(応援手当)---

★後期分は、令和6年4月1日を令和6年10月1日、令和6年9月30日を令和7年3月31日、とそれぞれ読み替える。



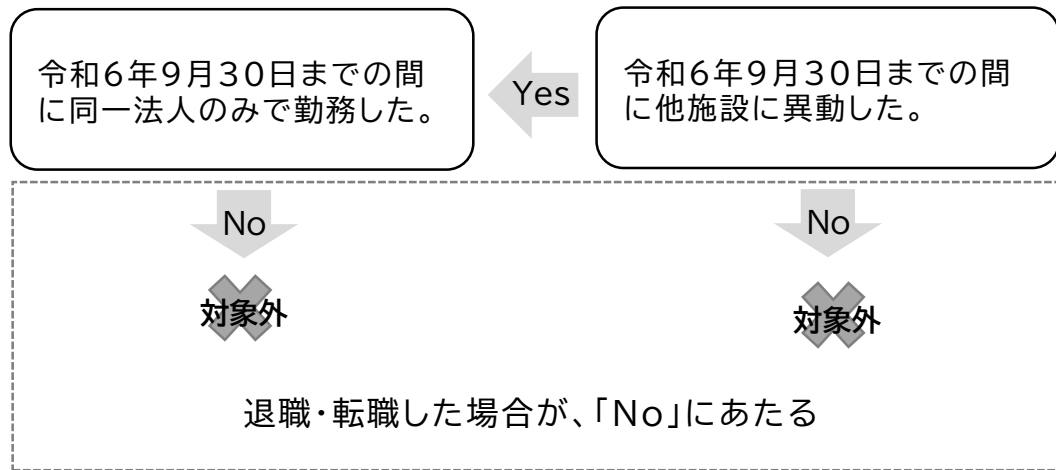
## ※1 補助対象保育施設等について

私立認可保育所、区立民営保育所、  
東京都認証保育所、小規模保育所、  
定期利用保育室(専用施設)

## ※2 常勤について

本制度における常勤とは、勤務時間が次のいずれかであって、常態的に勤務していることをいいます。

- (1)当該保育施設の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達していること。
- (2)(1)以外であって、1日6時間以上かつ月20日以上であること。



# フロー図③（令和6年度版）

## ---中堅・ベテラン層（一時金）---

令和6年4月1日時点で、**区内**補助対象保育施設（※1）に在籍している。

Yes

### 経験年月数の確認（※3）

現在籍法人が設置する**区内補助対象**保育施設において、はじめて勤務した月（※2）から令和6年3月までの月数を記入してください。

①

月

次の質問

出産に伴う休業（産休）や育児休業・介護休業を取得した月数を記入してください。なお、申請の際は別に定める届出書の提出が必要です。

②

月

次の質問

**異動**等により、**補助対象**保育施設において勤務していない月数を記入してください。

③

月

次の質問

①－②－③を計算した結果を記入してください。

★

月

次の質問

### ※1 補助対象保育施設等について（再掲）

私立認可保育所、区立民営保育所、東京都認証保育所、小規模保育所、定期利用保育室（専用施設）

No

対象外

### ※2 はじめて勤務した月について

**一度退職した後に再就職した場合は、再就職した月**  
**自己都合による退職・転職等があった場合、それ以前の勤務月数は経験年月数に含めませんが、自己都合以外であれば例外的に含める場合があります。**

No

★が、120～131、180～191、240～251、300～311、360～371、420～431、480～491のいずれかの値である。

Yes

### ※3 経験年月数の確認方法について（再掲）

区は、保育施設が提出する当該年度加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）により、経験年月数の確認を行います。本頁のフロー図は、簡易的に経験年月数を算出するためのものであり、前述の申請による経験年月数とは異なる場合があります。

なお、補助対象保育施設のうち、区立民営保育所・東京都認証保育所・定期利用保育室（専用施設）に勤務する保育士に係る経験年月数の確認方法は、別途ご案内します。

対象